

令和3年度 建設工事等の発注見通しに関する公表

津別町が本年度に発注することが見込まれている建設工事について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第7条および同施行令第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

※入札方法は全て指名競争入札

問い合わせ先 建設課 ☎76-2151

工事の名称	場所	種別	概要	発注予定時期
1 温水プール15m槽等改修工事	豊永	建築	内部改修	4月上旬
2 温水プール外壁等改修工事	豊永	建築	外壁等改修	4月下旬
3 合葬墓建設工事	豊永	建築	延べ10.94㎡	4月下旬
4 上里地区導水管減圧水槽改良工事	上里	水道施設	上里減圧水槽改良 1式	4月下旬
5 グレステンスキー場側溝改修工事	共和	土木	グレーチング設置L=238m 側溝撤去L=65m	4月下旬
6 庁舎等外構工事	幸町	土木	駐車場整備舗装A=644㎡ 排水工一式ほか	4月下旬
7 消火栓更新工事	幸町・相生	水道	消火栓更新 N=3基	4月下旬
8 町道1号線側溝改修工事	共和	土木	Uトラフ撤去・新設L=60m	5月下旬
9 下水道管理センター機械・電気設備改築更新工事	達美	電気	機械設備更新、電気設備更新	5月下旬
10 下水道管理センター建築改修工事	達美	建築	管理棟屋根防水・板金改修 1式	5月下旬
11 下水道管理センター耐震補強工事	達美	建築	管理棟耐震補強 1式	5月下旬
12 農地耕作条件改善事業農業用排水路工事	相生	土木	V600ト57撤去・新設 L=334m	5月下旬
13 活汲町有住宅2棟2戸改修工事	活汲	建築	2棟2戸内部改修	6月上旬
14 活汲町有住宅3棟3戸解体工事	活汲	解体	3棟3戸解体	6月上旬
15 上里浄水場小水力発電機設置工事	上里	水道施設	小水力発電機設置 1式	6月上旬
16 水道事業量水器更新工事	町内一円	給排水	N=389箇所	6月上旬
17 津別小学校校舎長寿命化改修工事	豊永	建築	内外部改修、対象面積2,031.93㎡	6月上旬
18 旧役場庁舎等解体工事	幸町	解体	旧庁舎解体	6月上旬
19 緑町老人福祉寮屋根改修工事	緑町	屋根	屋根葺き替え改修	6月上旬
20 マンホールポンプ所改築更新工事	活汲	下水道	改築更新	6月下旬
21 マンホールポンプ所通信設備改修工事	達美ほか	電気	通信設備改修 5箇所	6月下旬
22 非常用発電機運搬車庫建設工事	達美	建築	非常用発電機運搬車庫建設 1式	6月下旬
23 町道2号線舗装補修工事	共和・豊永	舗装	L=429m W=7.5m	7月上旬
24 橋梁長寿命化補修工事	最上ほか	土木	橋梁補修	7月上旬
25 高台高栄団地2棟8戸解体工事	高台	解体	2棟8戸解体	9月上旬
26 相生町有住宅等2棟3戸解体工事	相生	解体	2棟3戸解体	9月上旬

確定申告等の申告期限・納付期限が延長となりました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止および確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長することになりました。

これに伴い、津別町役場でも確定申告及び町道民税申告の受付を4月15日（木）まで延長して行っています。

また、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月31日（月）、個人事業者の消費税は5月24日（月）に延長することとなっております。

なお、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでも、申告書の作成ができます。マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式またはスマートフォン等で電子による申告書提出が可能です。詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。

《国税庁ホームページ》
<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先
 住民企画課 税務収納係
 ☎76-2151（内線220）

《令和3年4月1日受診分から》

18歳の年度末まで医療費無料化を拡大します！

これまで津別町では、中学3年生まで医療費（保険適用分）の窓口負担額を無料としてきましたが、更なる子育て支援の拡充を図るため、令和3年4月1日から18歳の年度末（対象者は下記参照）まで窓口負担額の無料化を拡大します。

重要なお知らせ

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方は新たに受給者証の交付対象となるため、手続きが必要です。
 ※そのほかの方は、特に手続きの必要はありません。

手続きの対象となる方には、3月中にご案内をお送りしています。届いていない場合や紛失された場合は、お手数ですが役場国保係までご連絡をお願いします。

また、無料化の拡大に伴い、次回更新分から受給者証の名称が「乳幼児等医療費受給者証」から「子ども医療費受給者証」に変わります。現在お持ちの受給者証は有効期限までお使いいただけますので、受診の際はこれまで同様に保険証と受給者証の提示をお願いします。

＜医療費無料化の対象者＞

令和3年3月31日受診分まで

0歳～中学3年生の年度末までの津別町民
 【満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで】

令和3年4月1日受診分から

0歳～満18歳の年度末までの津別町民（※）
 【満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで】

（※）ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方も拡大の対象です。

- 医療機関受診のときに、受給者証と健康保険証をご提示ください。
- 医療機関が未対応の場合や受給者証を忘れたときは、いったん本来の窓口負担分をご負担していただき、後日、役場に申請していただくことで払い戻しができます。
 （申請に必要な物：①領収書 ②受給者証 ③通帳など振込先口座がわかるもの ④マイナンバーがわかるもの）
- 学校・こども園でのケガ等については、受診時に受給者証を使用しないでください。日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が適用となります。詳しくは学校・こども園にご相談ください。
- 保険適用外の診療は助成の対象となりません（対象外の例：健康診断、予防接種、入院時の食事代や病衣代、薬の容器代、文書料など）。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 医療給付担当 ☎0152-76-2151（内線237）